

各種の提言等

1 . 経済戦略会議答申「日本経済再生への戦略」(平成11年2月26日)(抄)

. 重点的に取り組むべき戦略プロジェクト

以上述べた原則に沿って、社会インフラ整備の計画手法を変革すると同時に、特に次にあげる分野では新しい整備手法を取り入れて、重点的に取り組む。

3 . 環境ビジネスの創出と循環型社会の基盤構築

環境と経済の両立を進めるために、効率的な廃棄物処理・リサイクルシステムを担う静脈産業を発展させるとともに、環境ビジネスを次世代の先端ビジネスとして発展させる。また、民間企業が積極的に技術開発を行うための官民ジョイント型の枠組みをつくる。

例えば、燃料電池などの利用を家庭、オフィスにも拡大し、分散型の電力供給として活用する。これらの措置を講じるため、補助金の活用、インセンティブの導入を行う。

またゴミ問題や下水道施設への的確な対応を進めるため、国、自治体、事業者、国民の適切な役割分担を明確にしつつ、リサイクルを強化するとともに、排出者責任の強化やリサイクル製品等の使用促進のための需要開拓等を図り、循環型社会の基盤を構築する。

- 民間活力を活用した一般廃棄物処理施設の更新投資、産業廃棄物処理、リサイクル施設の建設促進を図る。
- 特に、広域協力体制を必要とする臨海部や地方の大規模工業団地内にPFI方式により複合的廃棄物処理施設、リサイクル施設を建設し、ゴミ・ゼロ化を目指す。
- 広域処理や一般廃棄物と産業廃棄物をあわせた廃棄物全体の効率的な処理、リサイクルシステムを構築するため、一般廃棄物の処理への民間参入の促進等一層の規制緩和を推進する。
- 下水道など地方公営企業の経営情報およびコスト情報を開示し、また整備の遅れた地域のニーズを明確にすることによって、下水道施設の整備を緊急に進める。
- 大気汚染、土壌汚染、ダイオキシン類などに係わる明確な環境ルールの構築や責任体制の明確化を図るなど、環境規制の充実を図る。
- 日本がアジアの環境ビジネスの拠点となるための国際排出権取引所を設置する。

2．行政改革推進本部規制改革委員会「規制改革についての見解」

(平成12年12月12日)(抄)

2 環境

【各論】

(1) 市街地の土壌汚染の処理に関する法制化の検討

これまで、我が国においては、農用地における重金属等による汚染、特定の工場等の有害物質による地下水汚染及びダイオキシン類による土壌汚染については、汚染を認定する基準や原状回復のルールに関する法整備が進められてきており、具体的に処理の対策が進められているが、市街地の土壌汚染に関しては、問題がそれほど顕在化していなかったこともあり、処理や原状回復のルールを定めた法制度は未整備である。

しかしながら、近年市街地においても多くの土壌汚染の報告がなされており、しかもその数は年々増大している。したがって、報告はないものの、汚染が潜在している市街地は相当数にのぼる可能性がある。

一般的に市街地の土壌汚染に関する基準を定めたものは、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)があり、ここでは24の有害物質について溶出量の上限目標値が定められている。つまり、土壌中の有害物質を水に溶出させた場合、その水を飲用等に供しても、人の健康に影響を与えない数値として定められている。この数字は、土壌の汚染状態の有無を判断する基準であり、また、汚染土壌に係る改善対策を講ずる際の目標となる基準であるが、法的にはこの基準にまでの処理を義務づけるような強制力はない。

現在、市街地の土壌汚染に関する対策については、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」を通じた指導により成果をあげてきているが、強制力のある明確なルールがないことにより、さまざまな問題が生じている。例えば、どの程度汚染が進んでいれば処理の必要があるのか、あるいは処理するとしてもどこまですべきかを示す法的に強制力を持った基準がないため、汚染の実態が明らかにされず汚染状態が放置されたり、土地所有者によりまちまちな処理が行われたりしている事例もある。また、土壌汚染は汚染原因者の特定が困難な場合があり、その際の処理にかかる費用負担の仕組みがないことから、汚染状態の放置、土地取引の際のトラブルにつながっている。さらに、情報開示に関するルールがないことから、所有地の汚染を発見し、任意で自治体へ報告をした企業がマスコミから指弾されることになるなど、結果として著しく

不利を被る等の問題が生じている。

我が国では、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の強化により土壌から地下水への浸透汚染については、一応の対策はうたれてきた。これにより、地下水の飲用に伴う健康被害の発生は未然に防止されてきたが、土壌中の有害物質の人体への直接暴露による影響については、いまだ研究途上であり、直接暴露による人体への影響評価が困難な状況になっている。企業サイドから見ても、最近ではISO14000シリーズの認証をとるために自主的に土地調査を行う企業も増えてきており、土壌汚染の処理等に関する明確なルール作りのニーズは増大している。したがって、市街地の土壌汚染に関する対策について、すみやかに法制化を含め実効ある制度について検討すべきである。また検討にあたっては、以下のような点に留意すべきである。

- ・ 我が国の国土は複雑多様であり、地域ごとに土地の用途や水の摂取源も異なっていることから、全国一律の法律による規制を行った場合、地域によっては、処理にかかる負担が必要以上に大きすぎて結果として処理が進まない等の弊害が出る可能性がある。したがって、法制化にあたっては、具体的な対策の発動や処理の基準について地下水の利用状況等地域の実情に応じた規制が可能であるように工夫すべきではないか。
- ・ 現在、我が国の土壌に関する環境基準は、有害物質の水への溶出量で定められており、一方、ドイツ、オランダなどの基準は、土壌自身の有害物質含有量で定められている。我が国の土壌汚染の処理の基準としては、どのようなものが好ましいかは、今後の検討次第であるが、検討に際しては土地の用途等地域特性を考慮すべきではないか。
- ・ 規制の在り方として、土壌汚染の処理対策の必要のある土地について行政庁が汚染原因者に対して実施命令を発することにより処理対策を推進する方式である規制型か、国あるいは地方公共団体が処理計画に基づいて処理対策を行う公的関与型か、あるいはその組み合わせか、いずれが最適であるかを十分検討し、制度が最も円滑に運用される仕組みを構築すべきではないか。
- ・ 汚染土壌の処理に要する費用は汚染者負担が原則ではあるが、我が国においては、土地の所有者や借地権者（占有者）の責任も考慮する必要はないか。
- ・ 汚染原因者が不明の場合等の最終的な救済方策として、さまざまな資金確保の方法を視野に入れるべきではないか。その際には、米国のスーパーファンドの経験を踏まえ、現実的かつ実効性のある方法とする必要があるのではないか。
- ・ 情報公開については、情報公開した主体がかえって不利にならないような歯止め（情報公開を進んで行うためのインセンティブを与える仕組み）を考えておくべきではないか。

3．総合規制改革会議「重点6分野に関する中間とりまとめ」 (平成13年7月24日)(抄)

5．環境

〔問題意識〕

健全で恵み豊かな環境を将来世代に継承していくには、これまでの我が国の経済社会活動の在り方を見直し、経済発展と環境保全を同時達成し、環境の自己再生力を超える環境負荷を環境に与えない「自然と共生する社会」の構築が不可欠となる。

このため、物質循環をできる限り確保し環境への負荷をできる限り減らす循環型社会、省エネルギー型社会及び多様で豊かな自然環境と共存する共生型社会の構築が必要となる。この際、経済活動に伴う環境コストを経済活動に内部化する等、市場機能を最大限に活用しつつ環境負荷を低減させるとともに、このような環境保全活動を経済活動の新たな成長因子へ転換させる仕組みの構築を図っていくことが必要である。

〔検討の方向性〕

環境問題は、廃棄物問題のような比較的身近な問題から地球温暖化問題のように地球規模のものまであり多岐にわたっている。自然と共生する社会への転換を図るには、環境問題の各々の構造、特性を踏まえ、環境問題ごとに適切な制度を構築していくことが必要である。

当会議では、喫緊の環境問題のうち、以下のような基本的考え方により今後検討を進めていくこととする。

廃棄物・リサイクル問題については、循環型社会の構築のため、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを促進するとともに、廃棄物の適正処理を確保することが必要である。そのためには、排出事業者や製造事業者の責任及び排出者としての国民の責務を徹底し、民間活力を活用することにより、廃棄物処理及びリサイクルを効率的に推進していくことが必要であり、このような観点から、廃棄物処理法を始めとする諸制度の見直しを行うことが必要である。

土壌汚染は、土壌の直接摂取や地下水汚染を通じて人の健康や生活環境、生態系に悪影響を及ぼし、さらには土地取引の円滑化の阻害要因となっている事例も見られる。したがって、早急にその対策を行うことが必要である。

地球温暖化問題については、京都議定書の批准に備え、経済的手法の活用等により、

二酸化炭素等の温室効果ガスの削減を図るための総合的な対策について早急に検討することが必要である。

また、環境保全活動全般を通じ、経済活動の重要な主体である企業等による環境保全のための自主的取組が非常に重要な位置を占めており、これを推進するため、環境会計等、外部から環境保全に係る企業等の取組努力を評価できるような情報的手法の活用について検討するべきである。

また、ヒートアイランド現象は、都市の高温化やこれに伴う豪雨のほか、冬季における都市での大気汚染の悪化等、都市の生活環境に悪影響を与えている。このため、その対策を検討することが必要である。

自然との共生については、動植物の生息し得る多様な自然環境が失われつつあるとともに、ペットの遺棄等に伴う外来種の移入により生態系に混乱が生じていることが問題である。このため野生生物の生息地等の豊かな自然の保全と失われた生態系の再生など、人間と自然が共生できる社会の構築に向けた戦略を樹立するとともに、その実施を推進するための仕組み作りを行うことが必要である。

〔具体的施策〕

(1) 廃棄物・リサイクル問題

廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設許可の見直し等

廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行うべきである。また、併せてリサイクルに係る廃棄物処理法上の業及び施設の許可や手続の簡素化に関し、早急に見直しを行うべきである。【早急に検討を開始し、平成14年度中にとりまとめを行う】

拡大生産者責任、デポジット制の導入等

廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、デポジット制の導入についても検討する。【早急に検討を開始し、平成14年度中にとりまとめを行う】

不法投棄跡地等の修復対策の強化

不法投棄跡地等の修復対策に関し、費用負担、責任分担を明確化し、技術開発の促進や環境修復ビジネスの促進のための措置等を講ずるべきである。【早急に検討を開始し、平成14年度中にとりまとめを行う】

(2) 土壤汚染問題

土壤汚染に関し、調査手続並びに浄化責任及び費用負担の明確化、情報開示の実施のための立法措置等を講ずるべきである。【平成13年度中にとりまとめを行う】

(3) 地球温暖化問題

温室効果ガスの発生削減

二酸化炭素等の温室効果ガスの発生を削減するための仕組みを充実させる。

その際、経済的負担を課す措置については、その有効性についての国民の理解の進展、措置を講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等についての調査研究結果、諸外国における取組の現状等、措置を取り巻く状況の進展を踏まえ、幅広い観点から検討するべきである。

天然ガスの普及促進

石炭や石油に比べて炭素排出量が少ない天然ガスの普及を阻害している要因を除去するべきである。

ガスパイプライン敷設費を下げるため、埋設の深度に関する規制について技術的な検討を行うべきである。

なお、発電所の環境アセスについては、質を落とさない範囲で、いっそう合理化に努めるべきである。特に方法書手続において、事業の内容や場所に応じた合理的な調査の設計を行うなど、効率的な実施を図るべきである。こうした取組により、環境負荷が石炭に比べ相対的に少ない天然ガス発電が正当な評価を受けると期待できるからである。

(4) 企業等による環境保全に係る自主的取組の推進

環境会計等についてのルール確立、第三者機関による監査制度の在り方等についての検討を行う。

(5) 都市のヒートアイランド現象の解消

ヒートアイランド現象の解消のため、都市の人工廃熱量の低減、地表面被覆の改善、海からの風の道を作る等のための立法措置等を今後更に講ずるべきである。

(6) 自然との共生

野生生物の生息地（森林、干潟、河川域等）の保全・再生、外来種の移入による生態系の破壊防止などを内容とする「自然との共生を目指す国家戦略」を策定し、これを実現するための立法措置等を講ずるべきである。【平成13年度中に予定している「生物多様性国家戦略」の改定に併せて検討を行い、とりまとめを行う】